

7 障 第 8 0 3 号
令和 7 年 6 月 2 0 日

各障害福祉サービス事業所 管理者 様
(京都府内の事業所 (※京都市内除く))
各市町村障害福祉課長 様

京都府健康福祉部障害者支援課長
(公 印 省 略)

中核的人材配置に伴う重度障害者支援加算に係る初期加算
の取扱いについて (通知)

平素は、本府の障害者施策の推進に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、施設入所支援サービス費等の重度障害者支援加算については、令和 6 年 4 月の報酬改定において、中核的人材を配置し必要な支援を行った場合や当該支援に係るサービス利用の初期段階の加算 (以下「初期加算」という。) が創設されたところです。

報酬改定のうち、特に初期加算の算定可否について、複数の事業所から問い合わせがあり、また、市町村の審査対応が分かれている状況があったことを受け、厚生労働省に確認し、その結果を下記のとおりお知らせいたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 確認内容

施設入所支援における重度障害者支援加算 (Ⅱ) について、どのような場合に算定できるか。

- ①重度障害者支援加算 (Ⅱ)・・・・・・・・・・・・・・ 360 単位
- ②①の算定を開始した日から起算して 180 日以内・・・・・・・・ 500 単位
- ③中核的人材を配置し、行動関連項目 18 点以上の者を支援・ 150 単位
- ④③の算定を開始した日から起算して 180 日以内・・・・・・・・ 200 単位

2 確認結果

加算のうち、②及び④はサービス利用の初期段階に算定できるものであり、サービス利用開始時に遡って適用することはできない。加算④は②に付随し、仮にサービス利用開始後に中核的人材が配置された場合、④の加算の始期は中核的人材配置時点となるが、終期はそこから 180 日後ではなく、あくまでもサービス利用開始から 180 日後 (②と④の算定は同時に終わる)。

また、当該利用者が障害者支援施設からグループホームに移った場合は、グループホームでも新たに初期の加算は算定可能だが、行き来を繰り返して不適切な加算算定を行うことのないよう、当該利用者について同一事業所において初期の加算を算定できるのは一度のみとしている。

3 今後の対応について

確認結果については、令和6年4月の報酬改定から適用されます。

これに伴い、介護給付費の請求額に変更が生じる場合は、大変お手数ですが、過誤処理で再請求の対応を行っていただきますようお願いいたします。

4 参照

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html